

北極評議会オブザーバー及びアド・ホック・オブザーバー会合における吉良外務副大臣ステートメント
(2012年11月6日(火曜日), ストックホルム)

リンド北極評議会高級実務者会合議長,
御列席の皆さま,

(冒頭)

まず、北極評議会(AC)の議長国であるスウェーデンが本代会合主催し、我が国を招待して頂いたことに感謝します。今次会合では、北極評議会のオブザーバー及びアド・ホック・オブザーバーのハイレベルが一堂に会し、北極評議会の現状について議長国から直接説明を受け、続いて意見交換を行う機会が設けられましたが、これはACとしての初の試みであり、大変有意義なものと考えます。また、私にとりましても、日本の外務副大臣として初めて北極評議会の会合に出席できますことは名誉なことでもあります。

北極をめぐる諸課題は、既に地球規模の課題になりつつあります。この観点からも、非北極圏からの出席者を招いての今次会合は非常に重要であり、我が国は、本日の議論の結果が、来年の第8回北極評議会閣僚会合に向けてのオブザーバー及びアド・ホック・オブザーバーからの良いインプットになるものと認識します。

(北極評議会の具体的取組に対する評価)
議長,

海洋国家として、かねてより北極に高い関心を寄せてきた我が国は、北極評議会が、そのメンバーたる北極圏8ヶ国が常時参加者である先住民団体と協力しながら、北極における環境保全や持続可能な開発など、北極圏に共通の課題に対処してきたことを高く評価しています。

近年の気候変動の影響を受け、北極をめぐる状況は大きく変化しつつある中で、ただ今、議長国側から直接にご説明を伺い、北極評議会が直面する新たな課題についての認識を更に深めることができました。その中でも言及されましたが、2011年の第7回閣僚会合で採択されたヌーク宣言では、北極海を巡る環境変化を受け、ACをより強化するための方策が示されました。

その方策の一つとして、北極評議会の強化のためにタスクフォースが結成され、来年の閣僚会合までにノルウェーのトロムソにおいて常設事務局が稼働するための準備が順調に行われてきていることを我が国としても評価します。

また、北極評議会による具体的な活動として、来年の閣僚会合において、北

極海における油流出汚染対策・対処条約が署名されるべく、メンバー国間での交渉が順調に行われていることを評価します。同条約は、昨年の閣僚会合において、北極評議会にとっては初めての法的拘束力を持つ取極として採択された北極海海難救助条約に続くものとして、ACの行動力を示すものと言えましょう。

(我が国のオブザーバー資格申請)

議長、

昨年の閣僚会合における成果の中で、我が国が最も関心を持ったものの一つが、オブザーバーの役割及び新規オブザーバー資格申請の承認基準に関する北極高級実務者会合による勧告の採択でした。これにより、ACにおけるオブザーバーの役割、また、オブザーバーに期待することがより明確となりました。

議長国側からの説明のとおり、来年のAC閣僚会合で予定されているオブザーバー資格申請の承認に当たっては、各申請者が、上記基準をどの程度満たすかという観点から決定が行われるものと理解しています。またそれは、本年5月に当地にて開催された副大臣会合において発出された勧告においてACメンバー国間で確認されたと承知します。

我が国について申し上げますと、2009年7月に正式にオブザーバー資格申請を提出以降、アド・ホック・オブザーバーとして、昨年の閣僚会合をはじめとする各種AC関連会合に出席し、ACの活動への理解を深めると共に、特に作業部会への出席の際には、機会ある毎に、我が国の北極における観測・研究の実績を紹介し、我が国がACの具体的活動に参加する意思と能力を示し、参加者から高い評価を得てきました。至近の例では、去る10月に当地で開催された北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP)会合において、我が国専門家が我が国の北極圏における活動実績に関してプレゼンテーションを行ったところです。こうした我が国のアプローチから、我が国がオタワ宣言に定めるACの目的を受け入れ、支持していることは明らかです。

我が国の北極に関する観測・研究活動は、古くは1950年代に遡り、また、1991年にスヴァールバル島ニーオーレスンに設置した北極観測センターでの観測活動をはじめ、同島ロングイヤビンに欧州非干渉散乱科学協会(EISCAT)と共同して観測レーダーを建設するなど、ACメンバー国などとの共同研究の実績も多くあります。

北極圏の先住民団体の価値観、利害、文化、伝統を尊重することについては、我が国は、我が国国内に居住する先住民族との経験も踏まえて、適切に対処する意思と能力があります。また、北極海には海洋法を含む既存の国際法が適用されるとのイルリサット宣言に示された見解を、「法の支配」を重視してきた我が国も支持していることを改めて表明します。このような法的枠組みの下で、

AC メンバー国の主権・主権的権利・管轄権を認識し、尊重していることは言うまでもありません。

さらに、AC への参加という点では、我が国は、その前身である北極環境保護戦略（AEPS）からハイレベルの政府間協議体としての AC が設立された 1996 年のオタワ会議にオブザーバーとして参加しており、このことはオタワ会議の共同コミュニケからも明らかです。このように、我が国は、設立当初から AC の活動をフォローしてきています。

（オブザーバーとしての今後のあり得べき貢献）

議長、

我が国は、オブザーバー資格を承認された暁には、先に述べたような北極に関する学術研究に於いて蓄積してきた知見をもとに、アド・ホックではない「オブザーバー」という、より安定的な地位から AC に貢献する用意があることを申し上げます。

具体的には、個別の作業部会、たとえば AMAP 作業部会への参加について検討しており、具体的な参加形態について、同作業部会の議長等関係者と今後協議していきたいと考えています。

（結語）

議長、

最後に、本日の、議長国スウェーデンとオブザーバー及びアド・ホック・オブザーバーとの意見交換が、来年の第 8 回 AC 閣僚会合に向けて有意義なものとなることを期待します。

また、昨年 5 月からのスウェーデンの AC 議長国としての活動を高く評価するとともに、残りの任期における議長国の更なるイニシアティブの発揮を期待していることを申し上げて、結語といたします。御静聴ありがとうございました。